

給食費(副食費)に係る補助制度のお知らせ

幼稚園における給食費は、主食(ごはん、パンなど)に係る費用と副食(おかず)に係る費用に区分されています。このうち、副食費部分については、一定の要件を満たす方に対し、蕨市から補助金が交付されます。対象となる保護者の方につきましては、下記のとおり、補助金の申請を行ってください。



1 補助の対象となる人は?

次の①、②のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

- ① 幼稚園を利用中のお子さんと同じ世帯の方全員の**令和6年度市民税所得割額を合計した額が77,101円未満(年収360万円未満相当世帯)**であること
- ②世帯の所得に関わらず、対象の園児に、下記の施設に通所又は利用している**小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合(対象園児が第3子以降の場合)**
 - ・小学校、幼稚園、認定こども園、認可保育所、特例保育による家庭的保育事業等
 - ・企業主導型保育所
 - ・特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部
 - ・障害児通所支援、医療型児童発達支援

第3子以降のカウント方法

園児の保護者と生計を一にする子どものうち、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に1人目の子が「第1子」、2人目の子が「第2子」、3人目以降の子が「第3子以降」となります。

<質問> 3人子どもがおり、上から小学校6年生、幼稚園年長、幼稚園年少の場合、幼稚園年少の子は、第3子となりますか?

<答え> 小学校3年生以下のお子さんから数えた第3子を指すので、この場合、幼稚園年少のお子さんは第2子と数えられます。

2 補助額は?

次の①と②を比較して**いずれか少ないほうが補助額**となります。

② 1食当たりの副食費相当額×給食日数

②月額上限額：4,700円

【補助額例】

ある園での**250円**(副食費相当額)×10日(給食日数)=**2,500円**/月
上限額4,700円よりも**2,500円**の方が少ないので、補助額は**2,500円**となります。

※副食費相当額は園によって異なります。

3 申請について

この制度を利用するためには、**蕨市への申請が必要**です。



4 申請に必要な書類

次の①から③（③は該当する場合のみ）の書類を**蕨市へ提出**してください。

チェック欄	書類の名称	備考
<input type="checkbox"/>	①蕨市副食費実費徴収補足給付補助金交付申請書	幼稚園・市役所で配布しております。蕨市のホームページからもダウンロードできます。
<input type="checkbox"/>	②副食費の金額が記載されている領収証 (幼稚園から発行されるもの)	原本を添付してください。 月ごとに各1枚をつけてください。
<input type="checkbox"/>	③補助対象となるための要件が「①幼稚園を利用中のお子さんと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額 77,101 円未満である」に該当し、かつ、 令和6年1月1日現在、蕨市に住民登録がない場合は、世帯のかた全員の令和6年度市民税所得割額がわかる書類 (課税証明書など)	令和6年1月1日現在、蕨市に住民登録がある場合は、不要 です。

5 提出期限

申請書の提出時期は次のとおりです。申請書の提出については、申請を一括して行うこともできますが、令和6年4月～令和7年3月分の申請は令和7年3月31日までにご提出ください。

副食費 利用月	提出期限	支払予定時期	支払方法
4月～6月分	8月23日(金)	9月	保護者の指定口座に振り込み
7月～9月分	10月25日(金)	11月	
10月～12月分	1月24日(金)	2月	
1月～3月分	3月31日(月)	4月	

※提出期限が対象月の翌月ではありませんので、ご注意ください。

※支払予定時期は、前後する場合があります。あくまでも、目安です。

ご注意

令和6年4月～令和7年3月分の申請は

令和7年3月31日までに市役所にご提出ください。

提出期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。



6 提出先

申請書の提出先

- ・持参の場合 蕨市役所 教育委員会 教育部学校教育課
 - ・郵送の場合 〒335-8501 蕨市中央5-14-15 蕨市教育委員会 学校教育課
- 封筒に「副食費に係る申請書在中」と記入のうえ郵送してください。
郵送は**消印日が(令和7年3月31日まで)**である場合のみ有効となります。